

大阪市告示第559号

大阪市立敷津浦学園について、大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、令和6年4月1日からの利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和6年4月12日

大阪市長 横山英幸

1 条例第5条第1号及び第2号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円
- (3) 居住に要する費用 1日につき426円

2 条例第5条第4号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円
- (3) 居住に要する費用 1日につき525円

3 条例第5条第7号に掲げる者は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 日中一時支援の利用に要する費用 次の表の左欄に掲げる大阪市立敷津浦学園の使用時間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

使用時間	金額
6時間以上	4,300円
4時間以上6時間未満	3,200円
3時間以上4時間未満	2,150円
3時間未満	1,800円

(2) 食事の提供に要する費用 朝食200円、昼食600円、夕食600円

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)